

◎開議の宣告

(午後 1 時 3 0 分)

○議長（齋藤邦夫君） こんにちは。

当局より、朝日診療所事務長の欠席の届けがありました。

1 番、酒井右一君より欠席の届出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 1、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決第 1 号 只見町税条例の一部を改正する条例から順次、担当課長より説明をお願いいたします。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） それでは、報告第 1 号 専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定によりまして、議会において指定されている下記について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告させていただきます。

まずお配りしました資料であります。専決第 1 号 只見町税条例の一部を改正する条例の概要であります。この改正理由としましては、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が交付されたことに伴いまして、法律の改正に合わせて所要の改正を行うものであります。

まず表ページにつきましては、地方税法関係法令の改正によります規定並びに文言の整理が主な内容であります。裏面をご覧いただきたいと思えます。大きな改正点につきましては、この附則部分でありまして、附則の第 11 条の 2 につきましては土地の地点修正について不均衡が生じないように 30 年度から 32 年度までの 3 年間の期間延長であります。12 条に

については宅地。13条につきましては農地についての日切れによる不均衡是正を30年から32年までの3年間、期間延長をなされたものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、専決第2号。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 専決第2号。これもあの、資料の配付を許可お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） それでは、専決第2号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

まずあの、今ほどお配りした資料であります。第2条の2項としまして課税限度額が引き上げられております。医療給付費分の課税限度額が54万円から58万円に改正するもの。二つ目としまして、第22条関係。所得者制限の軽減措置の拡大ということで、5割軽減世帯につきましては27万円から27万5,000円に改正するものでありまして、2割軽減の世帯の方につきましては49万円を50万円に改正するものであります。この改正によりまして減額措置の幅が拡大されたというものでありますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、専決第3号。

○総務課長（新國元久君） 専決第3号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,497万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,635万2,000円とするものであります。

第2条といたしまして、第2条 繰越明許費の補正。

そして、第3条といたしまして、地方債の補正であります。第3表 地方債補正によるということでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、上記のとおり専決処分するという内容でございます。

一枚おめくりをいただきますと、第1表 歳入歳出予算補正の歳入のページがございます。町税から地方譲与税。そして、一番下の交通安全対策特別交付金。そして次のページから3

ページ目まで、歳入の最終専決の状況を記載させていただいております。

4 ページから第1表の歳出分になります。議会費から5 ページ、公債費。そして6 ページ、予備費まで、歳出分の総額の記載をさせていただいております。内容については後程、事項別明細でご説明を申し上げます。

7 ページが第2表 繰越明許費になります。変更分といたしまして総務費、そして土木費の事業。変更前・変更後、記載をさせていただいております。庁舎暫定移転事業。そして道路補修事業。道路新設改良事業等々であります。変更前、そして変更後の記載がありますのでご覧をいただきたいと思っております。追加といたしまして、2件であります。ふるさと館田子倉の改修事業。そしてブナセンターの施設改修事業。2件でございます。

8 ページが第3表 地方債補正ということになります。平成29年度の起債額、最終の起債額に合わせまして、それぞれの起債の目的ごとに金額の補正をさせていただいております。公営住宅建設事業債から災害復旧事業債まで、5件について補正をさせていただきました。ご覧をいただきたいと思っております。

9 ページが事項別明細の歳入の総括表。そして10 ページが歳出の総括表になります。

11 ページから細かい明細の表になります。

まず、概ねであります。全てにおきまして、最終専決でありますので、最終の形での概ね、減額の補正等々でございます。歳入にあたっては補助、そして交付金等々の確定により増額が主であります。歳出については概ね、事業執行の状況、そして完了の状況によりまして不用額の減額等々が主なものでありますので、冒頭申し上げさせていただきます。

11 ページであります。町税であります。町民税。そして固定資産税。たばこ税、入湯税。これも最終の課税額確定により補正をさせていただいております。12 ページ。これは譲与税等々であります。地方譲与税。そして13 ページは株式等譲渡所得割交付金がございます。中段にあの、地方交付税がございます。今回、2億3,592万3,000円ということで、最終であります。大きな額、補正をさせていただきました。今回、特別交付税でありますけれども、平成28年度対比で8,257万9,000円ほど、特別交付税増額となりました。これは昨年の7月の豪雨。これにより特別交付の分が多かったという内容というふうに認識をしております。ここに記載はございませんが、普通交付税、29年度、22億6,407万1,000円ということでございました。これはあの、前年対比9,000万ほどの減でありまして、普通交付税、特別交付税、合わせまして、平成28・29の

対比で申し上げますと、約800万ほどの減であったということでございます。交通安全対策交付金等々は最終的な実績に基づく所要の補正をさせていただいております。14ページ、分担金・負担金。これにつきましても民生費の負担金等々、最終のご負担をいただく形等々に合わせました補正をさせていただいております。使用料等についても同様であります。施設の使用料、確定によります補正であります。手数料も同様でございます。16ページ、国庫支出金になります。これにつきましても様々、制度によります最終の確定の形態によります所要の補正をお願いをしております。ずっと国庫支出金については同様の内容であります。17ページの下段から県支出金ということになりますが、これにつきましても同様でありまして、ルール、制度に則った最終の形態での精算の形での補正でございます。ずっと県支出金が18・19ページ。そして20ページというふうになります。同様の内容でございます。21ページ、財産収入になりますが、これにつきましても土地の貸付、建物の貸付の最終的な補正をさせていただいております。財産売払収入も同様でございます。22ページ、寄附金であります。指定寄附金ということで自然首都・只見応援基金寄附金90万6,000円増額補正をさせていただきました。最終的には1,000万余の1,054万2,000円の額ということになってございます。22ページ中段、繰入金であります。基金繰入金といたしまして予算編成上、所要の資金を各基金から繰入の予算化をさせていただいたもの。最終的な精算に合わせて所要の繰戻しをさせていただいたという内容でございます。財政調整基金、減債基金から子育て支援、少子化対策推進基金まで、精算によります基金繰入が確定しました残余の分の減額補正をさせていただいたものでございます。ずっときまして、雑入についても同様であります。各説明にございますものにつきまして確定をいたしましたので補正をお願いをしております。

24ページの町債でありますけれども、これにつきましても先ほどの地方債補正で申し上げましたとおり、最終の起債額の形での補正をさせていただいております。

続きまして、26ページ、歳出に入らせていただきます。

先ほど申し上げましたように事業確定によります、あるいは精算によります不用残の減額が主な内容であります。議会費。そういった内容でございます。

総務費であります。一般管理費であります。これも今申し上げましたような内容で、一年間の報酬。そして職員手当、給与と、職員手当、共済費等々、不用残、残余の額を減額をさせていただいております。28ページにおきましても同様でありまして、委託料、使用料、

負担金等々、29年度事業執行に伴います不用額の減額をさせていただきます。

○地域創生課長（星 一君） 28ページ、最下段、総合政策費でございます。こちらにつきまして、全て減額ということでございます。補助金。JR只見線全線再開通事業補助金。総額1,430万円でしたが、各種事業確定により179万1,000円減額してございます。

続いて、ユネスコエコパーク推進費でございます。こちらにつきましても事業確定による減額でございます。30ページにまいりまして負担金、補助でございます。二つの補助金162万5,000円。総額で減額ということでございますが、学術調査研究助成金については本年度6件。伝承産品ブランド化支援補助金は3件でございました。

8目、ブナセンター費でございます。こちらにつきましても事業確定による減額でございます。31ページ中ほどまででございますが、全て確定による減額でございます。

○総務課長（新國元久君） 31ページ中段であります。情報システム管理費。これもまったく同様でありまして、不用額の減額ということになってございます。システム機器の修繕料。予算化をいただきましたけれども、幸い、こういった30万の不用額が生じたということがあります。手数料。電柱の共架物の移転手数料。これあの、需要があればすぐ対応するというので準備をしておりましたが、最終的な執行の確定によりまして240万円の減額をお願いをさせていただきます。委託料等々も同様の内容でございます。

○教育次長（増田 功君） 32ページ、分庁舎管理費でございますが、事業確定による減額でございます。

○振興センター長（梁取洋一君） 続きまして、只見振興センター費です。こちらのほうも事業実績による確定による減額になっております。地域づくり交付金も事業実績により、残金等の精算による減額でございます。

12朝日振興センター費におきましても同様の減額になっております。地域づくり交付金も先ほど述べましたように精算による減額になっております。

明和振興センター費も事業実績による減額になっております。続きまして、34ページのほうにいきますけれども、こちらのほうも全て事業実績による減額になっております。地域づくり交付金に関しましても事業実績による減額になっております。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 34ページ、交通安全対策費であります。事業確定によります減額補正であります。

○総務課長（新國元久君） 財政調整基金費。そして諸費であります。これあの、基金の利子収入の積立。そして、先ほどあの、歳入で申しあげました寄附金の積立。自然首都・只見応援基金の積立90万6,000円を行わさせていただいております。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 35ページ、賦課徴収費であります。こちらにつきましても事業確定によります減額補正であります。

36ページ、戸籍住民基本台帳費であります。こちらにつきましても事業確定によるものであります。

○地域創生課長（星一君） 5項、統計調査費。1の統計調査総務費並びに委託統計調査費。どちらも確定による超勤手当の減額でございます。

○総務課長（新國元久君） 37ページ、項の6、監査委員費でございます。旅費、需用費とも執行残余の額の減額補正をお願いしたものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続いて、民生費の社会福祉費。社会福祉総務費でございますが、19の補助金につきましては、福祉施設等育成導入促進補助金29万7,000円を増額させていただきました。これにつきましては、冬期交通の確保のための除雪費用ということで福祉施設のほうに2分の1助成しております。その分の不足から増額をさせていただいております。続いて、扶助費については除雪支援事業給付費で129万5,000円の増です。豪雪による追加支援措置分の不足によりまして増額をさせていただきました。次ページの繰出金につきましては、国保事業会計への繰出金ということで314万4,000円ほど減額させていただいております。

老人福祉費でございますが、13委託料の高齢者生活福祉センター運営委託料については、あさひヶ丘のほうでデイサービスのほうを実施していただいておりますが、そちらの実績によります減額ということで560万9,000円を減額しております。

続いて、障がい福祉費につきましては、39ページの使用料でございますが、身障者の歩行訓練で、当初、バスを予定しておりましたが、参加人数の関係でタクシーに変更した関係から、自動車等の借上料の5万を増額しまして、バス借上料の12万9,000円を減額というような内容になってございます。そのほかは整理予算になってございます。40ページに続きます扶助費の関係につきましても、若干不足によりまして増額をさせていただいたものもございまして、整理予算ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。41ページの中段まで続いております。

41 ページ中段の老人保健費でございますが、繰出金ということで後期高齢者医療特別会計繰出金でございますが、20万9,000円の減額という形となりました。

在宅介護支援センター費の委託料につきましても、在宅介護支援センターの運営委託ということで南会津会のほうに委託しておりますが、実績によりまして637万8,000円ほど減額させていただいております。

介護保険費につきましては、次の42ページまで続いておりますが、整理予算ということで減額でございます。繰出金につきましても介護保険事業特別会計への繰出金ということで839万2,000円ほど減額させていただいております。そのほか地域包括支援センターの特別会計への繰出金として160万7,000円の減額ございました。

続いて、項2の児童福祉費でございますが、児童福祉総務費については整理予算となっておりますのでよろしくお願いたします。

43ページの中段の母子福祉費から只見保育所費、44ページにいきまして朝日保育所費、45ページの明和保育所費につきましても、それぞれ整理予算でマイナス補正ということでございますので、よろしくお願したいと思っております。

それから、46ページの衛生費の保健衛生総務費でございますが、こちらの23節の償還金でございますが、養育医療給付費の返還金ということで県に対する返還金ということで2万7,000円を増額させていただいております。繰出金につきましても国保該当乳幼児医療公費の負担費ということで不足が生じておりましたので4万4,000円を増額をお願いしているところでございます。国保の施設特会への繰出金については2,300万ほどの減ということでございます。

予防費につきましては46ページの下段から47ページのほうに続きますが、47ページの委託料につきましては各種予防接種関係の委託料の実績によります整理予算となりますのでよろしくお願したいと思っております。48ページの負担金、扶助費と続いております。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 48ページ中段ですが、環境衛生費。これにつきましても事業確定によります減額補正であります。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続いて、48ページの下段の保健事業費につきましても、49ページのほうに続いておりますが、全て減額ということで整理予算となっております。

5目の保健センター費。49ページの中段でございますが、こちらも整理予算ということで全て減額でございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きますして、款の5、労働費、労働諸費につきましても執行残の減額をお願いするものでございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 50ページの農林水産業費でございます。1目の農業委員会費から農業総務費、3目の農業振興費にかけまして、それぞれ執行額確定によります精算でございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きますして、4目、山村振興費でございます。報酬から委託料までは執行残の減額となっております。繰出金でございますが、事業費で429万3,000円増額となっております。これにつきましては特別会計、交流施設特別会計のほうで当初、基金繰入金で予定しておりましたところを、一般会計からの繰出ということで振り替えさせていただいたものによる増額でございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 52ページ、5目の畜産業費でございます。以下、6農地費、7農業機械費、8の国土調査費まで、事業確定による精算でございます。尚、6目の農地費の繰出金につきましては集落排水事業特別会計への繰出しとして254万6,000円。特別会計の額確定によります減額、繰り戻しをするものでございます。

53ページであります。林業費であります。1目の林業総務費から2目、林業振興費、林道費、4治山費まで事業確定による精算でございます。

ページめくっていただきまして54ページ、水産業費であります。水産業費につきましても事業完了によります減額精算でございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きますして、款の7、商工費の1目、商工総務費でございます。職員手当、超勤手当につきましては不足が生じたので増額をお願いしたところでございます。

商工振興費につきましては全て減額でございますが、負担金の、補助金の補助金ですね、誘致企業等除雪費補助金で除雪費、豪雪に伴う除雪費が多かったということで271万円ほど、8者で増額をさせていただいたところでございます。

観光費につきましては、1から9、続きますして56ページに続きますして全て事業確定に伴う減額となっております。

ふるさと交流費。57ページでございますが、これにつきましても残余の減額補正をお願いしております。

観光施設費でございます。この中で委託料。観光施設指定管理委託料46万3,000円

増額をさせていただいております。これにつきましては河井記念館の除雪と、あと旅行村及び河井記念館の電気料の基本料部分の増額が発生しておりますので46万3,000円増額をお願いしたところでございます。

以上です。

○農林建設課長（渡部公三君） 58ページ中段であります。土木費でございます。1目の土木総務費につきましては事務執行確定によります精算でございます。

2目の道路維持費でございますが、事業確定によるもので減額でございますが、13の委託料、町道除雪委託料1,910万ほど増額をしてございます。これあの、豪雪によります町道除雪、また春先除雪にかかったということで増額で専決をさせていただきました。

以下、4目の道路新設改良費、5目の橋梁維持費につきましては事業確定によります精算、減額でございます。

60ページです。住宅費であります。住宅管理費につきましては事業完了によります精算。

2目の住宅建設費につきましては財源の振替による補正でございます。

続いて、最下段の集会施設整備費であります。修繕料減額をして精算をしてございます。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 61ページ、消防費であります。1目、非常備消防総務費であります。事業確定によります減額補正であります。

62ページ、2目の常備消防総務費であります。これにつきましては財源の振替によるものであります。

○教育次長（増田 功君） 62ページ、項の1、教育総務費。目の1、教育委員会費、目の2、事務局費、63ページにわたります事業の確定による減額でございます。64ページにつきましても同様でございます。

64ページ、目の3、スクールバス運行費、目の4、語学指導事業費につきましては事業確定による減額でございます。

目の5、奥会津学習センター費も同様でございます。事業確定による減額でございます。

65ページ、項の2、小学校費。目の1、学校管理費につきましては、次ページにいきまして66ページまで、事業確定による減額でございます。

目の2、教育振興費でございますが、こちらも目の2、教育振興費に続いて、67ページ、目の3、只見小学校費、目の4、朝日小学校費、目の5、明和小学校費。いずれも事業確定

による減額でございます。

続きまして、項の3、中学校費でございます。目の1、学校管理費。68ページにわたります。節の15工事請負費でございます。こちらのほう、プール付属施設改修工事。請け差による減額でございます。この事業は繰越ししております。繰越事業でございます。

目の2、教育振興費につきましては事業確定による減額でございます。節の13の委託料につきましては南会津サポート事業の事業確定によります減額でございます。

69ページ、目の3、只見中学校費につきましては同様に事業確定による減額でございます。

69ページの項の4、社会教育費。目の1、社会教育総務費。続いて、70ページに続きまして報酬から負担金、補助金まで、事業確定による減額でございます。

続いて、目の2、文化財保護費でございますが、事業確定による減額でございます。この中で節の11、印刷製本費でございます。163万1,000円の減額でございますが、神皇正統記、県指定を受けました。こちらのほうの調査報告書。どうしても今年度中には間に合わないということで減額させていただきました。

続いて、71ページでございますが、目の3、考古館費。事業確定による減額でございます。

そして、項の5、保健体育費。目の2、体育施設費。目の3、給食センター費。事業確定による、72ページ、使用料及び賃借料まで、事業確定による減額になっております。

○農林建設課長（渡部公三君） 72ページの下段でございます。災害復旧費でございます。

1目の農地農業用施設現年災害復旧費から、林道現年災、73ページの林道過年災まで、いずれも事業執行完了によります精算、減額の内容でございます。

また、公共土木施設災害費でございますが、1目の現年災害復旧費、ページをめくっていただきまして、失礼しました、ここまで、事業完了によります執行残補正でございます。

○総務課長（新國元久君） 74ページであります。災害復旧費のその他公共施設等災害復旧費、情報通信基盤施設現年災害復旧費であります。財源の振替でございます。

款の12、公債費。170万円の減額をお願いしております。これは一時借入金の利子の減額であります。

款の13、予備費であります。9,484万9,000円をもって調整をさせていただいております。

75ページ、給与費明細、特別職の分。そして、76ページ、一般職の分となっておりますのでご覧をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、専決題4号、お願いします。

○保健福祉課長（馬場博美君） 専決第4号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2,010万2,000円を減額しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ6億217万3,000円とする内容でございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、まず国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税でございます。医療給付費分と介護納付金分の滞納繰越分については若干の増額ということでしたが、そのほかについては減額での予算で計上させていただいております。合計で451万7,000円の減でございました。

続いて、項の2の退職被保険者国民健康保険税につきましては、こちらは合計で37万2,000円の減というような内容でございます。続いて、8ページにつきましては、使用料は存目の分の減ということです。

款の3の国庫支出金の関係につきましては、療養給付費等の負担金関係。2目の高額医療費共同事業負担金、3目、特定健康診査等負担金について、それぞれ歳出が確定したことによる増減での計上でございます。

9ページにつきましては、款の3の国庫支出金の国庫補助金でございますが、財政調整交付金については医療給付費分が200万3,000円の減。後期高齢者分が126万円の増。介護納付金分が183万4,000円の減というような、こちらも歳出のほうに見合った形の確定でございます。

それから、款の6の県支出金につきましても国同様に歳出のほうで確定した関係からのそれぞれの負担金となっております。

10ページの県支出金につきましても同様の内容でございまして、県の財政調整交付金については280万ほどの減というような内容でございました。

それから、款の7の共同事業交付金につきましては高額医療費の額の確定によりまして、その交付金として310万4,000円。県内の市町村の国保間の保険税の平準化、財政の安定を図るための保険財政共同安定化事業交付金については92万5,000円というような増額でございました。

続いて、11ページにつきましては、財産収入は基金の積立金の利子でございまして1万6,000円の減というような内容でございます。

繰入金につきましては職員の給与等の繰入分、財政安定化支援事業の繰入分、その他一般会計の繰入ということでご覧のような形での決算となっております。基金の繰入につきましては1,779万4,000円の減というような状況でございました。

続いて、12ページの諸収入は存目の整理でございます。13ページも同様でございます。

14ページからの歳出でございますが、一般管理費につきましては事業確定によりましての整理予算となっております。款の1の総務費の目の賦課徴収費。2目の納税奨励費につきましても同様でございまして、15ページの運営協議会費も同様でございます。

それから、款の2の保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費については2,529万2,000円の減額ということでございました。尚、28年度の支出でございますと、2億9,120万5,000円ということで、今年度との対比で、今年度1,600万ほどの減ということで医療費がかかっていなかったものと思っております。

16ページの款の2の保険給付費のほうでございますが、高額療養費の一般被保険者高額療養費につきましても712万9,000円の減ということでございまして、こちらについては昨年12月補正で1,000万円の増額をお願いしていたものでございますが、高額療養費が予想以上にかからなかった関係から700万ほどの減ということでございました。尚、決算の4,287万1,000円につきましては、平成28年度の対比で9万4,000円ほどでございますので、ほぼ28年度と同様の支出内容でございました。

続いて、17ページにつきましては、保健給付費は存目の整理でございます。

葬祭費につきましては不用分の1万を減額させていただきました。

18ページにいきまして、それぞれ事業確定によります整理予算となっております。19ページも同様でございます。

20ページの款の9、基金積立金でございますが、国保基金積立金としまして891万円を基金のほうに積み立てさせていただきました。これにつきましては昨日の条例改正の中で説明をさせていただいた内容となっております。

続いて、21ページの諸支出金関係につきましては、それぞれ事業確定による減額での整理予算ということでございます。

款の11、諸支出金の直診勘定繰出金でございますが、保険施設特別会計のほうに繰出金

ということで248万円を特別調整交付金として繰出しさせていただいております。

22ページ、予備費、1,309万4,000円の増額ということでございますが、こちらにつきましては国への償還金が見込まれますことから、今回、予備費のほうへ計上させていただいて繰越しさせていただいた経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

23ページにつきましては給与費明細書の特別職分でございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、専決第5号。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続いて、専決第5号 29年度の只見町国民健康保険施設特別会計補正予算でございます。

歳入歳出の補正でございまして、それぞれ1,915万9,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,263万円とする内容でございます。

5ページをご覧いただきたいと思ひます。診療収入の入院収入関係でございますが、決算での金額としまして、補正額合計で793万2,000円の減ということになってございます。こちらにつきましては、以前説明させていただきました診療所の経営健全化計画の平成29年度の見込みの医科の診療報酬関係と比べますと、入院分では500万ほどの減となっておりますが、次の項の2の外来収入のほうにつきましては、健全化計画の見込みの中では900万ほどの増というような状況となってございましたので、入院と外来関係を合わせますと、約450万ほどの健全化計画の見込みでは増というような結果となっておりますのでございます。

6ページ中段の歯科の外来収入でございますが、こちらについてはそれぞれで262万9,000円の減というような状況でございました。こちらも健全化計画のほうの見込みの金額と比べますと、こちらについては260万ほどの減というような結果となっております。医科と歯科のほうを合計しての決算と健全化計画の見込みのほうの対比でございますと、190万ほどの増というような結果となったところでございます。

7ページについては、訪問看護収入で使用料関係等々については、それぞれ事業確定による予算となっておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

8ページにつきましては、繰入金については一般会計からの繰入で2,300万円の減ということで運営費のほうを減額させていただいております。

9 ページからの歳出でございますが、まず一般管理費につきましては事業確定によりましての整理予算となっております。研究研修費、医師住宅費等についても同様でございます。

10 ページの医科管理費でございますが、賃金の189万3,000円の減につきましては、臨時雇職員の賃金ということで、当初で2名を計上させていただいておりましたが、これは緊急的なものとして最終まで計上させていただきました。職員等が急に休まなければならないような事態に陥った時のための賃金ということで計上させていただいたもので、結果、189万3,000円の減というような状況でございました。続いて、11 ページの負担金でございますが、こちらの159万の減につきましては中央病院からの出向の看護師職員の負担金でございます。これについても中央病院から来ていただける看護師さんの職位によりまして若干、単価が変わることから最終での調整ということで減額をさせていただいております。

続いて、医科医療用の機械器具費でございますが、こちらは早急に修繕しなければならない場合も出てくる場合がございますので、そういったときのために予算を確保させていただきまして、最終での不用分を減額させていただきました。

医科医薬品衛生材料費関係についても同様でございます。

12 ページの歯科管理費につきましても同様でございますが、歯科技工費の委託料についてですが、1ヶ月の経費で多いときは100万を超えるときもあることから、最終での調整ということで減額をさせていただいております。

13 ページ以降については、それぞれ確定による整理ということで、14 ページの245万8,000円の予備費を減額させていただいて調整しておるところでございます。

続いて、15 ページについては給与費明細書になりますのでご覧いただきたいと思っております。以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、専決第6号。続けてやってください。

○保健福祉課長（馬場博美君） 専決第6号でございます。平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ77万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,333万2,000円とする内容でございます。

5 ページ目をご覧いただきたいと思っております。歳入でございますが、後期高齢者医療の保険料。特別徴収分、普通徴収分、確定によりまして26万2,000円の減というような状況

でございました。

繰入金等につきましても確定によります予算の計上でございますのでお願いしたいと思います。

6 ページ目の諸収入のほうについても同様でございます。

7 ページからの歳出でございますが、一般管理費については事業確定によります整理予算となっております。

以下、項の2の徴収費の1目、徴収費、滞納処分費、次ページでの後期高齢者医療広域連合納付金関係。全て、確定によります予算計上となっております。

続いて、9 ページの利子関係は存目の整理でございます。

続いて、諸支出金関係についても同様の整理予算となっております。他会計への繰出金についても同様でございます。

10 ページの予備費、17万4,000円を減額して調整しているところでございます。

以上で、第6号について、説明を終わらせていただきます。

続いて、専決第7号 只見町介護保険事業特別会計補正予算でございます。

歳入歳出の補正としまして、それぞれ3,321万2,000円を減額しまして、それぞれ歳入歳出の総額を、それぞれ7億859万3,000円とする内容でございます。

7 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、介護保険料としまして第1号被保険者保険料として特別徴収分、普通徴収分ということで12万7,000円の減、29万6,000円の減というような状況でございました。滞納繰越分の普通徴収分については5万1,000円の増ということで、トータルで37万2,000円の減というような状況でございました。

国庫支出金関係については、事業の確定によりまして介護納付費の負担金については154万7,000円の減。調整交付金関係につきましては237万8,000円の増というような結果でございました。

8 ページにつきましては、支払基金の交付金ということで、介護給付費の交付金については1,124万円の減。地域支援事業の現年度分の交付金については156万8,000円の増というような結果でございました。

以下、県の支出金関係についても同様の歳出に見合ったそれぞれの負担金関係の増減となっております。

9 ページの財産収入関係については利子収入の減額分。繰入金関係については現年度分の給付費の繰入金関係。それから地域支援事業の繰入金関係のそれぞれ確定によります金額ということで、それぞれ減額の結果でございまして845万5,000円の減というような状況でございました。

基金の繰入につきましては、1,404万円の減というような状況で減額をさせていただいたところでございます。10ページの繰入金、雑入につきましては確定によりましてそれぞれの増減となっております。

11ページからの歳出でございしますが、款の2の保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費が1,000万1,000円の減ということでございます。訪問介護やデイサービス、通所リハビリ関係の福祉用具貸与などの事業者の行う在宅サービスに対する介護給付費になってございまして、実績によって1,000万ほどの減となっております。28年度と比べますと200万ほどの減というような状況でございます。

12ページの介護サービス等諸費につきましては、それぞれ事業確定によりまして減額というような状況でございましたのでご覧いただきたいと思っております。28年度の対比ですと、ほぼ同様の金額での決算の状況でございました。13ページの医療給付費の特定介護予防サービス給付費関係につきましても、こちらも同様に事業確定によりましてそれぞれ減額というような状況でございました。

14ページの高額介護サービス費についてですが、こちらも同様に確定による減というような状況でございます。

14ページの中段の高額医療合算介護サービス費から、特定入所者介護サービス費につきましても同様の状況で、事業確定によりましての金額でございます。

15ページにつきましてですが、こちらも事業確定によるものでございまして、財政安定化基金拠出金、介護予防・生活支援サービス事業費等、同様でございます。16ページのほうにも続いておりますが、同様の確定による減額での補正でございます。

続いて、介護予防ケアマネジメント事業費から17ページの一般介護予防事業費関係についても同様でございます。

包括的支援事業費の任意事業費としまして、総合相談事業費についても同様でございまして、18ページのほうへ続いておりまして、それぞれ事業が確定によりまして繰出金の増はございますが、整理予算ということで減額でございます。

19ページにつきましても同様の流れでの事業確定によります減というような状況でございます。

20ページのほうにも続いておりますが、同様の形での事業確定によります減額での補正となっております。

21ページ、予備費357万3,000円を計上させていただいて決算とさせていただきました。

22ページが給与費の明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

続いて、専決第8号でございますが、只見町介護老人保健施設の特別会計の補正予算（第2号）としまして、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ1,276万2,000円を減額しまして、総額をそれぞれ2億5,797万円とする内容でございます。

まず5ページ目の歳入でございますが、サービス収入としまして、居宅介護サービス費収入、施設介護サービス費収入。それぞれ確定によります補正でございますが、通所リハビリ、短期入所、短期特定関係、それぞれ減額での補正となっております。特定入所者介護サービス費収入については100万ほどの収入の増ということでございました。28年度との対比でいいますと、居宅介護サービス費収入については300万ほどの増額。施設介護サービスにつきましても300万ほどの増額となったところでございます。

続いて、自己負担金収入につきましては、利用者の負担金で30万3,000円の減。滞納繰越分で9万5,000円の増というような結果でございました。こちらも対前年度で申し上げますと72万ほどの増というような結果でございます。

施設使用料につきましても同様でございますが、対前年度で申し上げますと143万ほどの増というような結果でございました。

6ページ目の使用料から雑入関係については、それぞれ確定によつての計上でございますので、よろしくお願いたします。

8ページ目からの歳出でございますが、一般管理費の委託料についてですが、介護老人保健施設運営管理委託料として、こぶし苑の委託料でございますが、決算によりまして1,129万3,000円の減というようなことでございました。

款の2の施設整備費についてですが、事業費の修繕料につきましては合併処理浄化槽のばっ気ブローアの修繕をさせていただいた残りの予算を減額させていただいております。工事請負費についてはトイレ等改修の予算残でございます。備品購入費については管理用備品と

して高圧滅菌器とフードプロセッサーを購入した残ということで4万5,000円の減。只見あしながおじさん事業としてはエアコン関係を購入、設置した予算残でございます。

続いて、9ページ目の基金の積立金関係、公債費の利子関係、還付金関係については確定による減額でございます。

10ページ目、予備費、36万1,000円を減額して、差引ゼロというような結果でございます。

続いて、専決第9号でございます。平成29年度の只見町地域包括支援センターの特別会計の補正予算ということで、歳入歳出の総額からそれぞれ33万6,000円を減額しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ994万2,000円とする内容でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。サービス収入でございますが、77万2,000円の増というような結果ございました。28年度の対比で申し上げますと63万1,000円ほど増額となっております。

繰入金につきましては、職員給与費等の繰入金関係、一般会計からの繰入金を減額しまして、介護保険事業特別会計からの繰入金を50万ほど増額させていただきまして、結果、110万2,000円の減というような状況ございました。

続いて、6ページ目からが歳出でございますが、事業費としましては確定によります減額での整理予算ということでございます。利子収入につきましては収入ゼロということで予算を全額減額しております。

7ページ目の予備費も1万5,000円を減額しましてゼロというような状況で決算をさせていただきました。

以上です。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、専決第10号 平成29年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）をご説明申し上げます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ4,081万8,000円を減額しまして、総額を2億1,976万9,000円とするものでございます。

地方債の補正は第2条として、第2表によるものでございます。

ページ、3ページをご覧ください。第2表の地方債補正でございます。それぞれ、過疎対策事業債。それから水道事業債。変更前・変更後。限度額に変更がございます。

続いて、歳入、6ページをご覧ください。款の1の分担金、負担金から、2の水道使用料。

水道使用料につきましては現年度分、滞納繰越分を含めます補正。それから手数料、その下の給水工事収入。存目の整理でございます。7ページにつきましては国庫補助金、繰入金、財産収入、諸収入。それぞれ年度末精算をもつての補正になってございます。8ページにつきましては町債の一般会計、公営企業債の補正でございます。減額補正でございます。

9ページから歳出になります。款の1の維持管理費。水道総務費であります。事務執行によります完了精算でございます

続いて、維持費でございますが、補正総額86万1,000円の減額であります。これらにつきましても事業の完了によります精算でございます。

10ページの施設整備費にかけて同様でございます。

公債費につきましては元金・利子。それぞれ精算をし、補正をかけてございます。

予備費140万2,000円減額で調整をさせていただいております。

11ページは給与費明細書になってございますのでご覧ください。12ページに亘ります。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きます、専決第11号 平成29年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ277万5,000円を減額しまして、歳入歳出総額を4,122万5,000円とする内容でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。一般会計の繰入金でございます。運営費として175万7,000円の減額で、雑入についても全額、101万8,000円減額させていただいております。

6ページ、歳出でございます。只見スキー場費、保養センター管理費、共に事務執行の残余を減額をさせていただいております。指定管理料につきましても記載のとおり減額となっております。公債費につきましては一時借入金の利子、減額ということで、7ページ、予備費89万円を減額させていただいて調整をさせていただきました。

引き続き、専決第12号 平成29年度只見町交流施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算419万円を減額させていただき、歳入歳出それぞれ総額を7,696万3,000円とする内容でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。まず一般会計からの繰入金でございます。運営費としまして354万3,000円減額をさせていただきました。事業費ですが、一般会計

でも申し上げました429万3,000円を増額させていただきまして、基金からの繰入金
を463万9,000円減額をさせていただいて調整をさせていただきました。繰越金につ
いては存目の減額でございます。雑入についても全額減額をさせていただいております。

次ページ、6ページ、歳出でございます。まず総務管理費の指定管理料につきましては3
61万4,000円の減額ということになります。施設整備費につきましても修繕料及び揚
湯設備改修工事については残余を減額させていただきました。公債費につきましては一時借
入金の減額でございます。予備費15万3,000円を減額させていただき調整をさせてい
ただきました。

以上です。

○農林建設課長（渡部公三君） 専決第13号 平成29年度只見町集落排水事業特別会計補
正予算（第3号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出それぞれ813万8,000円を減額いたしまして、総
額を2億8,920万5,000円とするものでございます。

歳入をご説明申し上げます。6ページをご覧ください。施設使用料、手数料であります
が、現年分の集排の使用料、減額。それから滞納分の使用料。それぞれ減額・増額をして精算を
してございます。財産収入であります、利子収入として集落排水事業の基金の減額をして
ございます。繰入金であります、一般会計繰入金から不明水処理費と事業費、それぞれ減
額をして精算をしてございます。繰越金であります、前年度繰越金8万7,000円を繰
り越したものでございます。7ページであります、町債でございます。一般会計債、公営
企業債。それぞれ減額補正をさせていただいております。

8ページであります、歳出でございます。総務費の1目の総務管理費。事務執行による
精算。2の施設管理費から3の集落排水事業基金費まで、それぞれ確定によります減額で
ございます。9ページにわたりまして施設整備費につきましても事業の完了、工事完了によ
ります精算でございます。公債費につきましては一時借入金の利子を減額補正をさせてい
ただいております。予備費122万6,000円を減額して調整をさせていただいております。

10ページにつきましては給与費明細書になってございますのでご覧ください。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって専決第1号から13号までは報告済みといたします。



◎平成29年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第2、報告題2号 平成29年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、報告第2号 平成29年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）分ではありますが、ご説明を申し上げます。

表になってございます。左側から、款・項。予算上の款・項。そして事業名、金額、翌年度繰越額。繰越額の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源。未収入特定財源のうちの国庫、県。そして町債。県支出金、町債、その他。あとは一般財源というふうに分かれた表になってございます。

まず一番上、総務費であります。そして総務管理費。庁舎暫定移転事業費であります。金額が、予算額が1億8,290万円でありましたが、翌年度繰越1億592万8,000円とさせていただきます。その内訳はその他8,900万円。これらの基金でございます。その他一般財源ということで1,692万8,000円。以下、総務費の総務管理費。ふるさと館田子倉改修事業費。それから次のページの災害復旧費まで、同様の内容で記載をさせていただきますのでご覧をいただきたいと思います。翌年度繰越額の総額は3億1,125万1,000円ということでございます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第2号 平成29年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。



◎平成29年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、報告第3号 平成29年度只見町事故繰越し繰越

計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第3号 平成29年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）分ではありますが、ご説明を申し上げます。

先ほどの明許繰越と概ね、同様であります。表になっておりまして、左側から、款・項。そして事業名。支出負担行為額、支出負担行為額のうちの内訳、支出済額か、まだ支出していないかという金額でございます。その次に、支出負担行為予定額、翌年度繰越額。そして、その財源内訳ということになってございます。事故繰越しであります。款は11、災害復旧費。項は1の農林水産業施設災害復旧費。事業名は林道過年災害復旧事業でありました。支出負担行為額であります。1億5,548万5,691円。左の内訳が、その内訳が支出済額で9,500万5,691円。支出未済額が6,048万円ということになってございます。その右側に負担行為の予定額、繰越額の記載がございます。繰越額は6,280万7,000円でございます。財源内訳であります。県支出金が概ねあります。6,211万5,000円。一般財源として69万2,000円あります。説明としまして、理由であります。平成28年度予算を繰越事業実施したが、昨年7月であります。梅雨前線豪雨の影響により、工程に大幅な遅れが生じ、年度内完了が困難となったため事故繰越しという対応をさせていただいたものでございます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって報告第3号 平成29年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

ここで、15分ほど、3時5分まで休議いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時05分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。



◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、お諮りをいたします。

町長より、議案第50号　工事請負契約の締結について、議案第51号　工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし、日程第4以下を繰り下げて審議したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、議案第51号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕



◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　追加日程第1、議案第50号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　議案第50号　工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結する。一つ、契約の目的、定住促進等住宅建設（建築・機械）工事でございます。二つ目として、契約の方法、指名競争入札。三つ目として、契約金額であります、1億1,307万6,000円でございます。四つ目であります、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字只見字原610番地、美馬建設株式会社、代表取締役、

美馬典昭でございます。

本工事契約につきましては、定住促進等住宅としまして、只見字沖地内に建設を予定するものでございます。建物の概要といたしましては鉄骨造り2階建てでございます。1階の車庫、2階が住宅となっております、1LDKの規模になります。延床面積が391.4平米。共同住宅でありまして、1棟4戸でございます。指名競争入札に関しましては、5者を指名競争のよりましての入札結果となっております。尚、本工事契約のほかに電気設備を別発注してございますので、併せまして工事を施工し、年度内完了を目指したいという内容のものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） （マイクなし 聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） マイク入れてください。

○2番（佐藤孝義君） すみません。この、入札結果表ですね。議会にも配付していただきたいというふうに思います。それとあと、これ、我々、平面図も何も、まったく見ていないんですが、できればあの、そういうやつもあればいいのかなというのと、こういう大きい入札、議会に、承認しなくちゃいけない5,000万以上ですか、そういう入札については、入札の結果、どんな業者が、何者入ったんで、今、5者って聞いたんですけど、どれだけ入ったのか。で、どれだけの金額で入っているのか。それは別にあの、マル秘でも何でもないので、結果終わってますので、提示していただきたいと。今後。そのようにお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 入札結果の公表ということでございます。また事業内容につきましては、平面図を配付してということでございます。今後あの、提案の際には、そういった資料、必要な資料を準備させていただきたいというふうに思いますのでご了承いただきたいというふうに思います。尚、指名競争につきましては、5者となっております、町内4者、町外1者の5者でございます。またあの、建物につきましても、先ほど申し上げましたように、1階は全て車庫ということで、2台分入る車庫をそれぞれ4戸用意してございます。2階部分に階段を通じまして1LDKの間取りの住宅を1棟4戸建設するという予定で

ございます。尚、今後、詳細な資料提供に努めてまいりますのでご了承いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） （マイクなし 聴き取り不能） …いつ頃、完成して、いつ頃から入居できるのか。それからあと、定住促進の家賃の決まりあったと思うんですが、どのぐらいでしたっけ。ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、工期でございますが、年度内、3月までに完成をさせたい。よって、新年度から入居できるように進める予定をしております。またあの、定住促進住宅の家賃ということでございますが、現在1棟ございますが、今あります新町住宅につきましては月額3万5,000円という家賃を設定してございますので、それに準ずるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 先ほどの説明の中で、電気設備関係はこの後別途発注になるという考えでよろしいのでしょうか。また発注となるとしたら、いつ頃予定していらっしゃるか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） この後発注ということではございません。同時に発注をしてございまして、本契約議決を条件をもって、その電気工事についても契約するということになってございますので、同時に着手できるものだというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そうすると、電気工事のほうも、入札はもう終わっているということでございましょうか。ちなみに終わっているとしたら、いくらぐらいの金額で入札終わっているのか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

中身がちょっと、これ、議題は、電気工事ではなくて、これですので、それはまあ、ちょ

つと後で、お願いします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 先ほどの鉄骨造り、確認なんですけど、391.4平米。これ全体の平米だと思うんですけど、それで2階の1LDKのこの部屋の平米はどのぐらいなのか。それとあの、ちょっと私の聞き違いなのかどうなのか、1階の駐車場、1戸について二つみたい聞こえたんですが、2台入るということで、それは確認します。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 2階のリビングの面積ですが、まずあの、1戸当たりはまあ、97平米ほどなんですけど、間取りとしまして、リビングダイニング、それから洋室が7帖。そしてあの、トイレ。それから風呂。キッチンというものが、その97平米の中に配置されているということで、大変にわかりにくいかもしれませんが、ご理解いただきたいと思えます。

〔「平面図を…（聴き取り不能）」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 今、平面図、出せないか。

すぐ出せる。

すぐ出してください。

暫時、休議します。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時39分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

当局に申し上げますけれども、提出議案に対する説明資料等については、きちっと準備をして提案するように強く申し上げておきます。

それでは、資料の配付を許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） ただ今の議案の説明資料、準備不足に対しまして、大変申し

訳なくお詫び申し上げます。

改めまして、資料に基づきまして説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今ほどお配りいたしました資料でございますが、本議案の工事請負におきます工事発注の結果表がまず表紙でございます。まずこの入札結果でございますが、表の左上にありますように、本年6月11日に入札をいたしました。指名業者は1から5までの町内業者及び町内業者1者。合わせて5者でございます。最低入札者につきましては美馬建設株式会社さんということで、本議案にあります、税抜であります、1億470万ということでございます。1入札で落札が決定をいたしてございます。消費税を加えました、右下にありますように落札額1億1,307万6,000円という金額をもって契約をしたいというものでございます。

本工事の発注の内容でございますが、めくっていただきまして図面が添付してございます。

まず1枚目でございますが、これ、1階の平面図でございます。1階の平面図に1棟4戸にあたる車庫を建設いたします。車庫につきましては1戸あたり36平米ということでございます。全面にシャッター2面がありまして、普通乗用車2台が入る内容になってございます。中心中央にエントランスホールということで、階段がありまして2階に繋がるということでございます。

めくっていただきまして2階の平面図がございます。階段を上っていただいて、奥側であります、廊下、共有部分がありまして、それぞれの部屋に入室するということでございます。玄関がありまして、ホール。そして進んで洋室が7帖。そして右側にリビングダイニング。場合によっては左側にリビングダイニングとありますが、このリビングダイニングが11帖になってございます。その中にキッチンがあるという配置でございます。またベランダが設置されております。さらに水まわりであります、玄関脇にトイレ。それからユニットバス、脱衣場、洗面ということでございます。収納、押し入れ、クローゼット等、物入れが配置になっている、そういった間取りの計画でございます。この1戸当たりが45平米の床面積になります。

次にめくっていただきまして、立面図になります。これは正面から見た立面図でございます。これについては先ほど申し上げたシャッターがそれぞれ2面配置して、中央に階段、エントランスホールに繋がる階段がございます。そして2階がそれぞれ居室ということでござ

います。

それからめくっていただきますと、側面から見たそれぞれ建物の立面があります。左側が西から、右側が東からということで、片屋根で雪の落雪を考えた設計というふうになってございます。

それから最後であります、建物の配置図でございます。これはあの、町道が上の面にあります。左側が国道289号、交番のほうですね。にあたります。ここに、中央から右側に細かい斜線がありますが、これが建物の配置でございます。今回、この工事はありませんけれども、粗く斜面、斜線が引いてあるところが、今後、舗装をして除雪対応できるようにするものでございます。この敷地については2,600平米の敷地をもっておりますので、除雪・排雪にも対応できるかなというふうに考えております。

これら、この建物に関しての今回の工事発注及びこの契約についての詳細な資料説明とさせていただきます。重ねて、こういった収用の不備、説明の不備についてお詫び申し上げます、本議案の審議についてよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を続行いたします。

ありませんか。

8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 先ほどの説明の中で、年度内に工事は終わるという予定だということなんです、今年の春の借上げ住宅の募集とか、あるいは入居の関係見てますと、でき得れば、2月末にあがって、2月末で募集してやれば本当は一番良いと思うんですが、1ヶ月の短縮ができないかどうか1点。やはりあの、3月・4月はどうしてもあの、只見に、おまわりさんであるとか、先生であるとか、いろんな人が転勤のシーズンなんで、そんなことができればいいかなというふうに思っております。

もう1点なんですが、家賃を3万5,000円という話をされました。これに準ずるといったような話をされましたが、私あの、車2台入る車庫があって、これだけの建物であれば、やはり、ちょっと安いんじゃないかなと。安いというのは借上げ住宅と比較するんですが、ちょっと安いと思うんですが、その点、どのように考えておられますか。

以上、2点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　ただ今のご質問でございますが、工期の短縮において、速やかに入居ということでございます。これあの、我々も一番、それが望んでいるところでございますので、工期短縮には努めたいと。そして2月完成にはなんとか目指して進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

次にあの、家賃設定でございますが、これはあの、同類というか、定住促進住宅、新町の物件については3万5,000円、月額3万5,000円の家賃を今、条例でお認めいただいておりますが、それらがベースになるということですので、これ、決定したわけでもありません。今までの定住住宅の家賃はいくらなのかということも含めて私お答えしました。ですが、この物件について、3万5,000円で当初から決定しているということではございませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君）　8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君）　了解しました。

で、図面等見せてもらっていると、大変まあ、雪とか、あるいは車のこととか、いろいろ、配慮されたというふうに思っております。たまたま、税金の申告のために田島税務署に行きまして、田島税務署の後ろに、田島で今、町営住宅造ってます。で、平屋の町営住宅で、大変あの、私は、なんていうか、間取りなり機能が大変良いというふうに思ってますので、課長あの、時間あったら、是非まわって見てみてください。

以上です。終わります。

○議長（齋藤邦夫君）　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　議員からのアドバイスも含めまして、なんといっても只見町、雪対策が非常に重要でございますので、そういった物件も参考にしながら、今後の住宅整備等に活かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なし。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第50号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第2、議案第51号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 資料の配付を許可、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） それでは、議案第51号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約の締結をお願いするものであります。一つ目、契約の目的としましては、防災行政無線デジタル化工事。二つ目としまして、契約の方法、指名競争入札であります。三つ目としまして、契約の金額、3億8,880万円であります。契約の相手方、宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号、沖電気工業株式会社東北支社、支社長、橋本達也さんであります。

この防災行政無線デジタル化の事業につきましては、今年度当初予算で債務負担行為をお願いしておりまして、今年度と来年度での工事の予定しております。この事業の内容につき

ましては、国の無線設備規則の改正によりまして、現在使用しております防災行政無線が平成34年から使用できなくなるということ並びに町内一部地域で電波状況が極端に悪い状況にあります。そのため早急な改善が必要であると。もう1点ですが、各機器の老朽化がかなり進行しております、この三つの問題がありましたことによりまして計画をさせていただいたものであります。この事業につきましては記憶に新しいところでありますが、テレビのデジタル化と同様のイメージでありまして、機器そのものの交換が必要となりまして、それと合わせまして老朽化の進んでいる町内全域のパンザマスト。これ支柱であります。及びその機器類。トランペットのスピーカー並びにデジタルを受ける装置等の更新。それとあと要害山。今まで中継局、要害山1箇所でありましたが、電波状況が悪いということでありまして、亀岡の俎板倉山にも中継局、もう1局設置しまして、中継局2局体制で電波状況の改善を図るといった内容であります。個別受信機につきましても、デジタル化並びに老朽化が進んでおりまして、それによる更新ということで、今まではあの、町からの放送、リアルタイムでの放送を受けるのみでありましたが、聞き漏らしたとかの、声が寄せられていたためですね、その改善策として、聞き直し等できるよう、この個別受信機につきましては再生機能を備えたもので対応しております。今後の工事の状況なんです、只見町の自然環境もありまして、冬期間の工事は施工は不可能ということでありまして、なんとか11月の上・中旬までに中継局並びに全パンザマストの設置を完了して、来年度につきましては個別受信機の各戸への取付というような流れで予定しております。

お配りさせていただきました資料であります。今年度実施予定のパンザマストの位置図であります。中継局、2局、要害山と俎板倉山。これを一番最初に施工しまして、アナログ・デジタルの併用の電波を出させていただきます。それで、そのうちに支柱交換して、交換してもものについてはアナログからデジタルに変えていくといった内容であります。青い四角、記載したところではありますが、これはもう既に老朽化が進んでおりまして、昨年度及び水害で建替えた位置であります。この7箇所につきましてはパンザマストの交換はしないで機器だけの交換というようになります。それであの、赤丸のところはパンザマスト直す、これは39箇所あります。町内に。で、対応したいと。それであの、三角マークありますが、アンサーバックと書いてありますが、このアンサーバックというものは、そのパンザマストのボックスで、電波で電話が役場本庁並びに各振興センターと電話で連絡がとれるような装置であります。それを布沢の、布沢地区と白沢地区に設置予定であります。

で、その後ろにつきましては個別受信機のサイズ等を掲載してあります。一応、こういうものでありまして、今日ですね、午前中にですね、なんとか届くようお願いしまして、なんとか間に合っております。これ、実物のものであります。再生を押すと、さっき聞きのがしたような放送が再度流れるような感じになっております。それであの、一応この個別受令機につきましては40分間の録音が可能でありまして、古い順から消えていくというような内容になっております。であの、持ち運びもできるように電池ですし、電気での利用も可能だということであります。この個別受信機を含めまして、防災行政無線につきましては、町民生活上、大変重要な、必要不可欠な設備でありますので、なんとかよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君）　今あの、現物まで、課長、お出しになっての説明、ありがとうございました。

それであの、これはもう入札終わって、工事請負契約の締結という議案であります。ちょっとお伺いしたいことがございます。過去に整備をしている、いわゆる防災行政無線LANシステム。これも町内にはかなりあの、マストがもう、既に立っているわけです。で、その既存の設備を活用した、いわゆる今回のデジタル化というのは検討されたのかどうか。もうそれは、いわゆる、現行の無線LAN設備は、今回のこの、いわゆる防災行政無線のデジタル化とは一緒にはできないということなのか。その辺の経過、もしあれば教えてください。結局あの、今、無線のシステムというのは、もう災害あったときしか稼働しないという状況なんですけれども、様々なものに使えるという、当初のいろいろな説明もあったものですから、ちょっとその経過、検討経過あれば教えてください。

○議長（齋藤邦夫君）　町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君）　それではあの、目黒議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ほどご質問のありました各集落の無線LANと防災行政無線につきましては、まったく別に考えておりました。それで、防災行政無線というのは、町から防災情報を住民に流すだ

けでなくてですね、広報等も使用しておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

○7番（目黒仁也君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） それにつきましては、検討の経過はありません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） この受令機によって、屋内においては今まで聞き漏らした音とか、そういうことは解消されるというふうに認識しております。それでこれ、屋外にいた場合にですね、今までよりも聞こえない地域は解消できるのか。また、音声の資質、聞き取りやすくなるのか。その辺のところは違いはあるのでしょうか。やはりあの、前回、大雨とかのときに、外にいと、なかなか聞き取れなかったというような事例があったものですから、そういったことの解消にはどういうふうに役立てるようになるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

この防災行政無線の更新につきましては、基本的にその、アナログからデジタルに替える必要性と、あと老朽化によるものでありまして、基本的には現在あるところにトランペットのスピーカーとデジタルの受信機が入るような状況であります。で、布沢・坂田地区につきましては、かなりあの、電波状況が悪いということで、中継局を俎板倉山に設置しまして、そちらのほうの電波が入るといった状況は改善されると考えております。しかしながら、その外での大雨の時の対応というのは、今よりは、たぶん、デジタルになりますので、若干、上がると思うんですが、飛躍的に改善されるというような状況ではありませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 今までよりもスピーカーの位置を高くするとか、角度を変えるとか、何か検討すれば、もうちょっと広範囲に聞こえるようになるかとは思いますが、そういった検討はされませんでしたか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 高さの位置はちょっと存じ上げておりませんが、角度につきましては、かなり検討をさせていただいてはおります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 一つだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、金額、4億ということで大きいものですから、この1番から7番。もう、これ、業者さん、指名業者さんなんですけど、その中でこれ、ニノテックという会社というのはどういう会社なんですか。ほかの会社、ほとんど、大手の電機メーカーの子会社なり、支店持っている会社でございますけども、ニノテックだけはちょっと、どこに本社があって、どういう会社なのか。ちょっと、これ、2番札入れてますので、ちょっとお聞きしたいなというふうに思いますが。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） この工事業者の指名にあたりましては、防災行政無線の、この事業におきまして実績のある業者を指名させていただいております。そういった中で、まずはあの、県内に実績がある事業者。そのほかあの、仙台市、東北管内ですか、に実績のある業者ということで選考はさせていただいております。その中であの、福島県内に実績がある事業者が3者ということで、このニノテックさんにつきましては郡山市に事務所のある事業者であります。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） このうち、ニノテックだけは、これ全国規模じゃない会社だということの理解で、実績はあるけども、県内業者だったということですか。これは工事業者という意味なんですね。メーカーじゃないもんね。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 先ほども申しましたが、防災行政無線事業において実績のある事業者ということであります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、藤田力君。

○8番（藤田力君） 先ほどの質問の中であつたんですが、今まであの、スピーカー立っていたところは、同じように立っているんでしょうか。例えば、十島とか、荒島とか、この図面で見ると、今ないようですが、聞こえるのであれば良いと思うんですが、屋外にいても聞こえることが重要なと思ってお聞きします。十島とか、荒島とか、この図面見ると何もな

いようなんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 藤田議員のご質問にお答えさせていただきます。

これはあの、この図面は、現在あるスピーカーの位置でありまして、パンザマストの位置でありまして、今回のこの入札の中ではここに立てるということでありまして、十島地区はたぶん、ないものと思っております。それで塩沢地区の放送で対応が可能だという判断をしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 先ほど、個別受令機に対する説明がありました。老朽化ということですが、まず一つお聞きしたいのは、今付いてる、現在の個別受令機は何年くらい経ったのか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 事業実施がですね、平成4年でありまして、各地区によりまして、たぶん、年度、一年度ぐらい、ちょっとずれているのかなと思いますが、大体、平成4年に導入したものであります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） まあ、そうすると、25・6年経っているということです。今付いている受令機がデジタル化になって、将来、デジタル化になったら、どういう機能までなるのかなという期待してたんですけども、今回、今日の説明を聞くと、機能的には聞き直し機能で、40分録音できて、今、1回しか放送してないやつが家でそれを聞き取れると。それが最大の売りのような話なのかなと思って聞いてたんですけども、24・5年経って、アナログからデジタル化になって、これだけ、こういうあの、機器が日々発展しているときに、この程度しかないのか。ほかの、例えば入札したときに、同一の機能的にはこういう機能で入札してくれっていうふうに出ると思うんですけども、そういう中で、発注者側として計画する段階で、防災行政無線ですから、いろいろの縛りはあると思うんですけどね、機能的に、どういう機能が今、最先端でどこまであるのかと。それをまあ、金額との相談もあると思うんですけども、今後、将来、やはりこれから20年以上、やはり使う機器ですので、最先端の、一番こう、住民が利用しやすい、これからの将来を見据えた機器にすべきだと思ったん

ですけれども、そういう検討はなされたのかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 大塚議員のご質問にお答えさせていただきます。

大塚議員おっしゃるとおり、素晴らしい機器ができれば、それはあの、一番良いことだとは考えておりますが、当初予算の説明させていただいた中でですね、一応、基本的な考え方としましては、現在あるものの更新というような内容で当初予算の措置をしております、それに基づきましての予算化ということでありましたので、その中でも3月議会の中でですね、議員の皆様方から、もうちょっと何か最新はないのかというようなご提案を受けまして、十分満足はされてないのは、十分わかりますが、このような再生機能という機能をなんとか入れていただくようにして対応したものでありますので、その辺を含めてご理解をいただきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 今、現物見せていただいて、大変、機能性があって良かったなと思います。今までの壁掛け式だと思ったんですが、今までの不便なところは、例えば夜中の火災なんかあったときに、たまたま、僕が2階にいと、どこだか、よくわかんなかったり、そういったことがありました。今度それ、たぶん、寝る時は、枕元に持っていても大丈夫かなと思うんですが、例えば今度、個別に備え付けられるのか、配布されるのかわかりませんが、その時に、2階にも欲しいといった希望があった場合に、1戸1台だと思うんですが、例えば有料でももう1台備え付けるようなことはできますでしょうか。できませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 今回のこの契約議決をいただく内容では1戸1台というような考えで一応お願いしてはあります。しかしながら、様々な事情あるということも十分承知しておりますので、その辺あの、実際、この個別受令機につきましては、来年度の実施予定でありますので、その辺も含めてちょっと検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 例えばあの、民宿とか、そういったところ、僕んちもそうですけれども、

有料でも多少しょうがないのかと思いますので、希望をとっていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 確認も含むんですが、一つはやはりあの、先ほど9番議員からも出ましたが、7年前の災害の時、表にいと、ほとんど、雨の音で聞こえませんでした。先ほどあの、高さはまあ、パンザマスト関係、検討されてない。で、方向を検討するということでしたけれども、今ある表のスピーカーの位置、かなりあの、音がどう、反響しないかどうか。そのスピーカーとスピーカーの間のね、両方から出ますから、そういう調整も全てやったうえで今の状況になっているというような話も聞きました。しかし、実際に、表の音を聞いていると、うちの表に出ても、相当耳を澄まさないといけないという状況もあるんですよね。で、ちょっと物陰に入ると、音が遮断されて聞こえないということなんで、ここの解消、どこまでできるものなのかなと。で、これあの、デジタル化しても、音の問題ですから、スピーカーの性能と容量の問題にかかってくると思うんですよね。スピーカーそのものも指向性のある、遠くまで届くスピーカーの形、今なっていて、かなり性能も違ってきてはいるのかなと思うんですけど、今付いてるスピーカーよりも、そういう点ではもっと、この性能の良いのを検討しているのかどうなのか。それを1点。

それからその、室内機なんですけど、先ほど電池でも交流電源でも両方使えるという説明ありました。で、7年前の災害の時には、家庭の交流電源しか使ってない家は、停電になった際、二日間か三日間ぐらい、使えないときもありました。で、表の放送で、乾電池を入れれば使えますよという放送がありましたけれど、しかし、売り切れていて、実際にね、対応できない、行政無線、防災行政無線の流れている中身が、停電世帯においてはほとんどこう、伝わらないという状況を体験しました。そういう点で、そこら辺を含めて、親切なね、各戸への対応、新しい機械更新する場合は。これは、こういうふうに、停電時はこうなりますよとか、各戸でもやっぱり、備えを怠らないで、常に聞き取れると。防災ですから、何かあったときにね、これ使えないんじゃ、しょうがないんで、そこまで含めた対応をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者(渡部高博君) 山岸議員のご質問にお答えさせていただきます。

スピーカーの性能の関係であります、今設置してありますスピーカーにつきましては、先ほど申し上げましたとおり平成4年に入ったスピーカーであります。そのスピーカーでありますので、今、たぶん、正式なその性能の比較は、ちょっと確認はしておりませんが、間違いなく性能は良くなっておりまして、アナログでなく、今度はデジタルになるということで、音もかなり良くなるものと思っております。

また個別受令機の電池の対応であります、先ほどあの、あまり細かいところ申し上げませんでした、これ、単1電池から単3電池まで、3種類の電池が使えるようになっておりまして、いずれも2本で対応が可能だということでもあります。それであの、避難訓練等で、各戸で電池とか用意しておいてくださいよというような周知等ですね、十分して、万が一の時に備えたいと考えておりますので、ご了解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(齋藤邦夫君) ほかにありませんか。

総務課長。

簡単に。

○総務課長(新國元久君) 先ほど、7番、目黒議員からのご質問で、防災無線LANと今回の防災無線の供用ということの検討ということでお質しをいただきました。まずあの、そこで申し上げたいのは、防災無線ですので、これはあの、行政情報、防災情報の伝達に使う町側からの発信ということになります。そしてあの、防災用無線LANですけれども、これは行政情報の発信。あるいは集落からの情報収集と、双方向のやりとりが可能ということになっております。記憶に新しいところですが、その23年の折には、情報が途絶えたということで非常に不安になりまして、皆さんね、情報伝達手段多重化ということで、多重化を検討しました。つきましてはその防災用無線LANと防災無線。まったく別ものでありまして、片方が被災しても片方は生きると。あるいはもう一つの伝達手段としてはエリアメール等々も検討しております。それも使えるようになっております。ですので、供用ということではなくて、多重化のために別に必要だということで、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。併せまして、その無線LANの多汎な活用ですけれども、集会所での様々な活動。いわゆる高齢者の方の活動だとか、そういったものを今後、さらに検討して、有効な活用に努めていくということでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(齋藤邦夫君) それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第51号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、発委第3号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番、佐藤孝義君。

〔2番 佐藤孝義君 登壇〕

○2番（佐藤孝義君） 発委第3号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出します。

裏面をご覧ください。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。1、南会津地方町村議会議員大会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、只見町 季の郷湯ら里。（3）期間、平成30年7月6日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員11名。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第3号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

佐藤孝義議員より、発委第2号 国保朝日診療所に係る調査特別委員会の設置について（案）、発委第3号 交流施設に係る調査特別委員会の設置について（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4とし、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号、発委第3号を日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加議案を配付させます。

〔追加議案配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎国保朝日診療所に係る調査特別委員会の設置について（案）

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第3、発議第2号 国保朝日診療所に係る調査特別委員会の設置について（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

〔2番 佐藤孝義君 登壇〕

○2番（佐藤孝義君） 発議第2号 国保朝日診療所に係る調査特別委員会の設置について。提案者、只見町議会議員、佐藤孝義。賛成者、同じく酒井右一。同じく大塚純一郎。同じく目黒仁也。以上です。上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則14条第2項の規定により提出します。

裏面をご覧ください。記。名称、国保朝日診療所に係る調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び只見町議会委員会条例第4条。3、目的、只見町の医療を総合的に検証し、本町の医療拠点である国保朝日診療所の将来構想（あるべき姿）構築に資する調査を行うものとする。4、委員の定数、議長を除く議員全員。5、期間、平成30年12月会議まで。6、調査研究事項、①朝日診療所の沿革について。②朝日診療所の現状について。③安定した医療の提供について（医療スタッフ確保の重要性と経営の安定化について）。④地域医療の重要性と将来構想について（人口ビジョンを踏まえた只見町が目指す地域医療とは）。⑤国道289号開通による救急医療環境の変化と対応について。⑥その他でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 説明を受けましたけれども、私、2日目の一般質問の中で、1番議員の酒井君が質問いたしました。全体的に町長の答弁は、町長に聞くあんでなくて、佐藤君に聞くわけだけれども、教育と医療については、なくしてはならないと。私も教育と医療関係については、26年間、反対したことはございません。その中で1番議員は、こう言ってる

んですよ。現在、国保会計の累積赤字7,000万だと。それに対して、町長は何のあれもなく、7,000万を認めているわけですけども、私は発議者の、説明者の佐藤君にお聞きしますけども、累積赤字7,000万なんていうことになれば、単年度で、単年度で7,000万ということになれば、議員何やってんだと、町は何なんだと、住民は黙ってませんよ。黙ってないと思うんです。私の言いたいのは、国保事業というのは、国が示して、それぞれの都道府県の中の市町村が国保特別会計でやってるわけ。この国保特別会計の中で、7,000万の借金をするような財政力の弱い市町村については、国は財政調整交付金を3分の2を交付するとあるんですよ。交付するとあるんです。7,000万の中で3分の2の補助となると4,666万だ。そうすると実際、町が国保会計で負担しなければならないのが2,334万。そこで、その金は国保は特別会計ですから、赤字分は一般会計から補填しているんですよ。充当しているんです。そして単年度でなくしているんですが、会計を済ませているわけだ。それが7,000万というのは、本当に私あの、1番議員の説明で、累積赤字7,000万ということをおっしゃったとき、俺、びっくりしましたけども、まあ2,000万の赤字は、それはあの、毎年、単年度会計で繰出しをして、そして国保会計が運営しているわけだ。そこで、私は町長が説明されましたけれども、この前、当局は町長、副町長。そして、福祉課長。そして、事務長。医療機関である若山先生、所長と医師1名。そして看護師と、7名か8名のスタッフの中で検討委員会を月2回、いや、月4回やると。その中で1回やりましたと。1回やりましたと。あと3回やるんだ。そうして、この診療所、この調査内容は、現在も総務常任委員会で検討して、2年間検討しました。その検討の中で、検討の中で、5名でありましたけれども、今回は6名になりましたが、検討する中に議長が入っておるわけ。その議長が、議長が、諮問をして、議会運営委員会に諮問して、議会運営委員のメンバーで提案されていると。私はもう少し、二元代表制とは言えども、町長、当局と議長の間で、この診療所の問題は今始まったものでないわけですから、ないわけですから、町長もこういったことでやっている。総務委員会もやっているんだと。取り組んでいるんだと。そして、特別委員会もつくるというようなことは、私は馴染まないなというふうに思うんです。そのことでタベ、いろいろ、考えてみましたけれども、昔からの医療の歩みというものを。町の医療機関の座談会の資料の中にありましたけれども、只見町は昭和34年に三村、只見・朝日・明和の三村が合併されました。戦後復興として、電源開発が乗り込み、そして一時盛んになりましたけど、医療機関の中では高山先生が朝日診療所の医師としてあたられて、母子

センターをはじめ、

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木委員に申し上げますが、質疑ですから、討論か質疑か、

○3番（鈴木 征君） 討論ではないわけだから。

○議長（齋藤邦夫君） 討論ではない。質疑をお願いします。この設置についての質疑をお願いします。

○3番（鈴木 征君） 設置についての、私の言いたいのは、今ちっと、議会と当局で、この問題、コミュニケーションを持つべきでなかったのかなど。あらゆるところで特別委員会つくって、私あの、診療所の事務長も、福祉課長も大変だと思うんですよ。人の大変なこと、議会は言っぱなしだ。言っぱなしだ。あとは当局のほうだ。当局。町長、これ、医師がいなくなれば、町長、責任問題になりますよ。あなたは

○2番（佐藤孝義君） ちょっといいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長、答弁願います。

○2番（佐藤孝義君） そういう意味で提案してる、特別委員会を設置しようという意味ではございませんから。2日目の全員協議会の時に、私ここで申し上げましたけど、鈴木議員みたいに、もう、ずっと行政やられてこられて、その歴史わかっている人間もおりますし、議員の中でも、まったく新人で、今までの流れもわからない人もいます。そして、委員会二つありますから、片方でまあ、一生懸命やっても、片方の人はわからない。それではやはり、町民に対して返答ができないわけですよ。だからまあ、これ、同じベースで、我々もそういう勉強をして、しましようというあの、発想から委員会を立ち上げることにして、ちょっと、当局と一緒にね、今、鈴木議員が言われたようなことを、その委員会の中で、この特筆して審議しようということですから、そういうあの、誰かを責めるとか、今の体制を批判するとか、医師を批判するとか、そういう意図で設置するのではなくて、これ、町の、もう財政も、人口も減ってますし、だから今後の将来に向かってですね、あの診療所をどういう方向に持っていったらいいんだろうということの、我々も勉強しますし、当局に対しても勉強してもらいたい。そのための特別委員会でございますから、今、鈴木議員が言われた、そういう意味の委員会の設置ではございませんので、

○3番（鈴木 征君） それはわかる。それはわかるが、総務委員会の常任委員会として

○議長（齋藤邦夫君） 許可を得てから発言してください。

○3番（鈴木 征君） 取り組んでいるんですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君、発言してください。

○3番（鈴木 征君） 発言を許可されましたので発言しますが、総務委員会の調査事項になっている。そして2年取り組んできたわけだ。そして、いろいろの問題があつて、町当局もこうしてはおけないということで、懇談というか、調査というか、検討委員会を立ち上げて1回をやられたと。そこにまた特別委員会つくる必要があるのかという、それだけだ。私はあの、いくつもつくって、先生にこのこと、耳さ入ったらば。あと発言すつこどねえがらや

○2番（佐藤孝義君） だから、そういう意味ではございませんということ言ってます。これは、やはり、議員、町民から聞かれたときに、みんな同じレベルで返答できるような体制に今になってないですし、先輩みたいにこれ、わかってる人は、それは答えられますけども、我々、実際、診療所のこと聞かれても、まったく返事ができない。お医者さんをここへ来てもらうシステムさえ知らない議員がいるわけですよ。だから、そういうことをやっぱりみんなで共有しようということで、勉強しようということで特別委員会を設置して、ということの意味ですから、この後の交流施設の特別委員会もそうなんですけども、今やっぱり町民が一番心配している、一番関心の持っていることについて、これ、議会として当然、対応していかなくちゃいけない事なんです。それはわかるでしょ。鈴木委員。それはやはり、我々議員として、住民に答えなくちゃいけないことだと思うんですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 最後に言うておきますが、特別委員会つくって、犠牲者を出すようなことはあつてはならないと。まあ、この医師の、医師は敏感ですから。それと、今は診療所の問題だが、湯ら里の問題だって、前回、特別委員会つくって犠牲者を出して辞めさせたわけだから。そんな特別委員会…（聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） それから、ちょっと、私のほうから申し上げますが、今ほど鈴木議員のほうから、議長が諮問をしてと申されましたけれども、私はあの、議員の方から、そういうことを議会運営委員会の中で協議してほしいという要請がございまして私が提案したものでございますので、その点をご理解いただきたいと、そのように思います。

ほかに質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、質疑をこれで終わります。

続いて、討論を行いたいと思います。

討論ありませんか。

8番、藤田力君。

まず、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対ですか。

○8番（藤田 力君） 反対です。

委員長がおっしゃった想いは、私も不勉強ながら、よくわかります。ただですね、あの、鈴木さんも話の中でおっしゃった繊細な事項だなど。で、この後の湯ら里も同じだと思うんです。私はやはりあの、勉強しなきゃならないといったようなことは、私はこの総務委員長を今やらせてもらってますが、総務委員会の中でもそれは、半数ですが可能だなというふうに思います。そして、特別委員会の動きが、我々は調査だと、あるいは勉強だというふうにやっても、診療所のドクターとか、あるいは看護婦さんとか、そうした人たちがどのように受け取るかなど。たしかに皆さんの想いはわかりますが、私はその点が心配です。で、結論的には、今、こうした状態の時に特別委員会をつくる時ではない。ですから、二つの常任委員会で取り組み、それで、どうしても特別委員会でなければできないといったようなことが発生しましたら、その時点で作ればいいというふうに私は思います。よって、この案件について、8番、反対いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 私は、今、佐藤議員の出されました、この調査特別委員会。朝日診療所に係る調査特別委員会の設置に賛成でございます。

その理由としては、今、佐藤議員がおっしゃいましたとおり、この調査特別委員会の設置目的にありますように、この只見町の医療というものを、只見町の医療拠点である朝日診療所の将来あるべき姿。それに対して、今、この町は少子・過疎・高齢化に歯止めがかからない状態で、今日まで3日間、この町の将来に対して、この議会で当局と一緒に議論させていただいております。そういう中で町民は、一番、これからの町の将来に不安を持ってらるわけでございます。その中でも、町長もおっしゃいましたとおり、絶対に守らなければならない

のは教育と医療でございます。そういう中でのその医療。今の診療所の現状を見ますと、やはり、それに対して、大変不安を持っている町民の方が多いということです。今の診療所の医療体制、医療に対して不安を持っている。本当は朝日診療所が安心して町民のかかれる、かかりつけ医になって、全員がやっぱり、そのような行動をとれるような診療所のあるべき姿に、本当は必要なんです、やはりそれはもう一度再検証して、これからの只見町の将来に向けて、議員が全員一丸となって、先ほど佐藤委員もおっしゃいました。今、常任委員会で二つに分かれて重要案件をやっているわけですが、その最重要案件であるこれからの医療の、この診療所の問題と、最重要案件である、この次出てくると思いますが、289号の開通、平成35年の開通を見据えた観光行政といいますか、交流施設。そういう関係のもう一度見直しをして、その将来に向けた充実を図るべきだと、そういうものがありますので、とりあえず今出ております朝日診療所の調査特別委員会、議員が全員となって、そして町当局と一緒に、町民が安心してかかることのできる診療所というものを、もう一度あるべき姿を構築していく。そのための特別委員会で議論をしていくということが大切だと思いますので、私はこの設置については大賛成です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 私は、過去2年、総務委員長として、ピックアップして調査してきたつもりであります。今回、健全化計画を提出していただいて、まだスタートしたばかりでありますので、私は今の時点では、全員協議会で申し上げましたとおり、ちょっと時期尚早、もう少し見守るべきだなどと思ってましたので、この特別委員会設置に関しては反対でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ございませんか。

9番、鈴木好行君。

賛成ですか。反対ですか。

○9番（鈴木好行君） 賛成です。

私は、皆さんご存知のとおり新人議員でございます。それである、過去2年間、経済文教委員をやらせていただいて、後半の2年間もまた経済文教委員ということになります。それでこの朝日診療所問題。元々、経験も浅く、皆さん方よりも知識もないという中で、また、経済文教委員会ということで、またさらに皆さん方よりも、こういった問題に関しては疎い

状態であります。それで今回、本当にこの調査研究事項の中で、289号開通による救急医療環境の変化と対応についてとかっていうのは、実は289開通を促進していく立場っていうのは経済文教委員であり、経済文教のほうの分野であり、また医療分野は厚生の方の分野であります。こういった問題を考えていくうえで、経済と厚生と一緒に考えていいたら、もっともっと連携して良いんじゃないかなというふうに思ったわけであります。また先ほどあの、佐藤孝義さんのほうからもありましたように、我々も是非知りたい。皆さんと同じレベルで、こういった問題、考えていきたい。そういったことから、私は新人議員として、是非、こういった形の特別委員会を設置していただきたいと思うところであります。終わり。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、反対者の発言を…

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 調査研究事項の中の3番目なんですけども、狙いは安定した医療の提供ということなんですけど、その提供するためには医療のスタッフの、良い先生、技術の良い先生を呼びたいというようなことは、内々、議会の中でも話していることは聞いております。私はここにメスを入れるようなことになれば、医者がやはり、それなりの行動に出られると、町長も、議会も、大変なことになるのではなかろうかと、そこだけなんだよ心配するのは。私は。医者は敏感ですよ。本当。そして、そのためには、1番議員が昨日、一昨日か、申されましたけども、やはり、事務長が、普通の大きな病院は理事長がおります。それから医者が病院長になって。理事長は良い医者の取りくらなんです。そして良い医者がいれば、経営は安定していくわけですから。只見にも是非とも、診療所に先生を迎えたいということは昔からずっとしゃべっておりますけども、みんな、外科の先生だとか、おっしゃっておりますけども、私はこの3番目のスタッフの確保にこれ、努力されることのアナを、非常に心配して、これはつくるべきでないということを申し上げているわけだ。それだけ。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、賛成の討論ありますか。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 僕は賛成の討論をしたいと思います。

僕もあの、やはり新人で、この医療の分野、ちょっとまだ疎いところ、これはあの、先ほど鈴木好行議員もおっしゃった理由です。で、鈴木征議員がずっと心配されていることも、懸念もわかりますが、この特別委員会の目的は犯人探しではないのではないかと僕は考えて

おります。ただ、赤字であって、これから将来に向けて心配がある部分。この構造的な原因を究明しようという目的があるのではないかと僕は考えておりました、その点においては、これはあの、我々、町の、企業でいえば役員と取締役といいますか、この組織のですね、責任がある立場にありますので、これは全員でもって取り組んで、この原因、正体は何なのか。ここはやはり、あきらかにする責任が我々にはあるのではないかなと思いますので、この設置には賛成です。ただ、何度も繰り返しますが、これは犯人探しの会ではないという、構造をあきらかにする。この背景には昨日の酒井右一議員の一般質問にもありましたが、やはりこれは人口減少という背景があつての起きている現象ですので、そこに注目した委員会であつたら良いなと考えます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

これから、ただ今の発議第2号 国保朝日診療所に係る調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第2号 国保朝日診療所に係る調査特別委員会の設置についてを原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎交流施設に係る調査特別委員会の設置について（案）

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第4、発議第3号 交流施設に係る調査特別委員会の設置について（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

[2 番 佐藤孝義君 登壇]

○ 2 番 (佐藤孝義君) 発議第 3 号 交流施設に係る調査特別委員会の設置について (案) 。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

裏面をご覧ください。1、名称、交流施設に係る調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第 1 0 9 条及び只見町議会委員会条例第 4 条。3、目的、国道 2 8 9 号八十里越えの開通は、当町に多くの車両の流入とそれに伴う大勢の滞留人口が予測され、町の産業、経済に大きなインパクトを与えるものと期待される。これを機会に、いかに滞留人口を当町に留めるかが重要となる。このため、交流促進センターとして果たしてきた従来の役割と現状の課題、今後のあり方について調査を行うものとする。4、委員の定数、議長を除く議員全員。5、期間、平成 3 0 年 1 2 月会議まで。6、調査研究事項、①施設運営の現状と課題について。②設立目的と受入現状と今後の改善策について。③滞留人口対策と将来構想について。④その他でございます。

以上です。

○議長 (齋藤邦夫君) 時間を延長します。

説明は終わりました。

これから質疑を行います。

設置についての質疑をお願いします。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

8 番。

これは賛成ですか。反対ですか。

○ 8 番 (藤田 力君) 反対です。

○議長 (齋藤邦夫君) それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

8 番、藤田力君。

○ 8 番 (藤田 力君) 先ほどの診療所の関係と同じで、やはりこれも人が経営している。今、只見町内の人達が軸になって、支配人以下、経営している建物で、やはり私は相当やっぱり、

これまた繊細な形態だと。私も湯ら里に平成8年から、大体10年くらい、使ってもらっていて、湯ら里のことは、大体、建物も同じだし、大体わかるつもりであります。で、やはり、私は湯ら里を今後どうすんだといったような考え方の中で、議員の皆さんとか、いろんな人の中では、要は、大幅に建物を、なんていうか、もっと増やさなきゃだめだと。増やさなきゃ黒字にならないといったようなご意見が多いように聞いております。私はやはり、湯ら里は今の部屋あるいは今の収容人数に合わせて、フロントから、トイレから、レストから、厨房から、もう決まっているわけであります。あれに追加するようなことがあれば、私は相当専門的な、なんていうか、判断というか、コンサルというか、それが必要だというふうに私は思っております。ですから、私はあの、今おっしゃった289の対応、この滞留人口を当町に留めるか、いかに留めるかといったようなことに、その湯ら里をターゲット、ターゲットっていうか、課題にして、討論されるんでなくて、むしろ今日ですね、民泊新法っていう法ができたということ、朝からマスコミは言ってますが、私は近くに農家レストランが開業して、要は宿泊も伴っております。町内のいろんな産物を提供して、そして大変、町外からおいでになった方が喜ばれております。私は289が開業して、ここに多くの人 came。来る。そういった場合、私はやはりあの、そうした民の力でそういったものを吸収すると。そういう考え方を私は持っております。ですから、私は今の段階で特別委員会をつくって、湯ら里を検討されるということには、私はやはり考え方が違うんで、これはなんとも致し方ない理由ですが、こうしたことをやるよりも、むしろ民泊に対して、昨年までやっていた500万の大型の補助金とか、あるいは布沢とか塩ノ岐地区の、要は飲料水の問題。そうしたものを改善していただいて、私はそうした滞留人口が只見に来て、それこそ、あの災害の時の大水の時のように来られることは私は大歓迎であります。それをまともに、ああいう第三セクターに収容するようなことは、ちょっと、私は無理だというふうに私は考えております。ですからこれは考え方っていうか、事業、一つの事業ですから、事業の感覚の問題です。センスの問題です。ですから私は、そういう地域の人がお客さんを泊めて、今ですから、笹巻きとか、ぼた餅とか、そういったものでもてなすような、そんなまちづくりを私は提案したいなというふうに思っておりましたので、こうした、今時点で、湯ら里をどうこう、こうした特別委員会つくって、湯ら里のお客さん増えるのであれば、それは別にいいんですが、そんなことは、ね、当たり前の話で、ないと思います。ですから私は、町長さんに前にも個人的な話で申し上げたんですが、町長、早く社長を辞めやれといったようなことを申し上げた

んですが、そんなことも考えておりますので、是非あの、こうしたことについて、私の考えもわかっていただきたいなというふうに思います。よって、私は今時点でこうしたところに特別委員会をつくる。そうしたことには賛成か、反対かと今問われてるわけですから、私は反対します。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、討論ありませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○7番（目黒仁也君） 賛成です。

○議長（齋藤邦夫君） 簡単をお願いします。

○7番（目黒仁也君） 簡単に申し上げます。

これもあの、人口減少、地方創生、総合戦略の視点だと思ってます。やはりこれだけ人口が減少する中で、今、これだけ全国がですね、躍起になっている中で、町が最大の、23年前に造った一番の公の施設。そして今、いろいろ環境が変わる中で、やっぱり、ここをこのままにしておくわけにはいかない。そして、いわゆるこの間の、いわゆる交流促進センターとしての検証。そして今の課題。今後のあり様。これは当然、議会もですね、当局一緒になって、今後の方針をやっぱりつくるべきだというふうに思ってますから、是非議会はそういった視点で、改修をどうこうではなくてですね、やはり、施設としての役割の検証というところにやっぱり重点を置きたいというふうに思ってます。ですから私は設置は賛成であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

委員長は自席に帰ってください。

それでは、発議第3号 交流施設に係る調査特別委員会の設置について（案）を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

発議第3号 交流施設に係る調査特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

国保朝日診療所の係る調査特別委員会及び交流施設に係る調査特別委員会が設置されたので、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員等を互選していただき、議長に報告するようお願いいたします。

ここで、暫時、休議をいたします。

休憩 午後5時05分

再開 午後5時43分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 昨日の山岸議員の一般質問の中で資料要求がございましたので、それを配付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、どうぞ。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、簡単に説明してください。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど配付させていただきました生活基準の見直しの最大5パーセント引き下げによる47の制度の影響ということでございますが、全部で47の項目がございます。今回のこの生活保護基準の見直しに係る町の独自施策があるかというような問い合わせございましたので、それにつきましては記載のとおり町の独自施策はなしというようなことございますので、町民への影響はございません。尚、ナンバー27と28につきましては、国民健康保険に係る災害時の場合の自己負担額の減免並びに後期高齢者医療制度に係る災害等の場合の自己負担額の減免につきましては、平成27年の豪雨災害における減免を実施するために制度をつくった関係から、それにつきましては町の独自施策ありというようなことになってございますが、現在、そういった実施、未実施でございますので、影響はなしというような状況でございます。あとナンバー30のほうの、すみません、ナンバー36でした。すみませんでした。ナンバー36の就学援助の関係でございますが、こちら

につきましても町の独自施策はありというようなことではございますが、試算したところ、対象外となる見込みはございませんので、ご了解お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

それでは、国保朝日診療所に係る調査特別委員会の正副委員長が互選されましたので、議長より報告をいたします。

委員長、酒井右一議員。副委員長、山岸国夫議員。

以上のとおりであります。

次に、交流施設に係る調査特別委員会の正副委員長についても互選されましたので、議長より報告いたします。

委員長、佐藤孝義議員。副委員長、鈴木好行議員。

以上のとおりであります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務等の調査の追加の申し出

○議長（齋藤邦夫君） 次に、皆様のお手元に総務厚生常任委員会の委員長から所管事務等の調査につき、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の追加の申し出があります。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして、よろしく対応をお願いいたします。

また、各委員会では調査活動等をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 平成30年6月会議におきまして提案をさせていただきました全議案につきまして、ご承認をいただきまして誠にありがとうございました。

今日、只見線のほうにつきましても、起工式、それから鉄道軌道整備法が参議院も通ったということで、ひとつの、念願でありました只見線につきましては方向性がつきました。ただ、問題はこれからだと思っておりますので、整備が整う3年間の間、それからそれ以降に向けた、只見線の利活用の問題。それから只見線以降に迎える289号線の八十里越えの開通に向けたまちづくりも含めながら、今後あの、議会の皆様方と議論を進めながら取り組んでいく必要があると思います。それと併せて、南会津郡、それから只見川沿線の関係の町村の皆様方とも連携をとりながら、特に二次交通については大きな課題になると思いますので、そういったところも皆様方のご意見を交わしながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それから、本日、二つの特別委員会をつくっていただきましたが、そういった中でも町の考え方もご説明しながら対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

6月会議の質問、議案の中で、多くのご意見をいただきましたこと、そういったことを参考にしながら、今後もまちづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言御礼とご挨拶を申し上げたいと存じます。

今回の6月会議は、4日間という大変短い期間でございました。しかしながら、慎重に審議をいただき、日程どおり終了できましたこと、厚く御礼申し上げたいと存じます。

また、今議会におきましても、全員の皆さんの一般質問をいただきまして、大変活発に議論をいただきました。

そして、ただ今、町長のご挨拶にもございましたけれども、只見線の復旧に伴う国の法律も改正されました。そしてまた、289の開通も、これまた5年後という、極めて明確な日程があるわけでございますので、それに対応できる地域づくりというものが非常に急がれていると、このように感じるわけでございます。そういった意味におきましても、しっかりと当局と議会が手を携えて取り組んでいかなきゃならんと、そのように考えるわけでございます。

当局におかれましては、本会議において出された一般質問での厳しい意見もございました。また、提言もございましたけれども、これを真摯に受け止めていただきまして、より良い行政の執行をしていただきますようお願いを申し上げます。また議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなってまいります。健康には十分に留意されましてご活躍をいただきますようお願いを申し上げ、また御礼のご挨拶に代えさせていただきたいと存じます。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 本日の日程はこれで全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後5時52分）

